

S I P 第 2 期制度中間評価ワーキンググループ 議事運営規則（案）

令和 2 年 12 月 25 日

SIP 第 2 期制度中間評価 WG

（ S I P 第 2 期制度中間評価ワーキンググループの運営）

第 1 条 戦略的イノベーション創造プログラム（ S I P ）第 2 期制度中間評価ワーキンググループ（以下「本WG」という。）の運営に関しては、この議事運営規則の規定するところによる。

（座長）

第 2 条 本WGの座長は、構成員の互選により決定する。

- 2 座長は、本WGの事務を掌理する。
- 3 座長が本WGに出席できない場合は、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代理する。

（議事）

第 3 条 本WGは、構成員の半数が出席しなければ、開催することはできない。

- 2 議事は出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。

（委員の欠席）

第 4 条 構成員が本WGを欠席する場合、代理人を出席させることはできない。また、他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。

- 2 本WGを欠席する構成員は、座長を通じて、本WGに付議される事項につき、あらかじめ書面等により意見を提出することができる。

（公開）

第 5 条 本WGの会議は原則として公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

- 2 前項但し書きの規定により、本WGの会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

（審議内容等の公表等）

第 6 条 座長は、本WGにおける審議の内容等を、議事録その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議内容等を公表しないことが適当であると判断したときは、本WGの決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、本WGに関し必要な事項は、座長が定めることができる。